

市からの連絡帳



届出

■住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳事務処理要領の一部改正による即日交付・照会交付における本人確認の厳格化に伴い、必要書類が一部変更となりました。

①即日交付

旅券、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のみにになりました。

※これらの2点または、これらの1点と別途②の書類<sup>※</sup>

②照会交付

健康保険証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取扱主任者証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書などを提示の方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認。

※本人確認厳格化に、ご協力をお願いします。

□受付場所 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

□受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

□手数料 1件500円

◆市民課 田 (☎042-460-9820)

保 (☎042-438-4020)

市税・年金

■東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ

東日本大震災時に警戒区域内に住宅用地・家屋・償却資産を所有していた方が、一定期間内に警戒区域内にあった住宅用地・家屋・償却資産に代

わって西東京市内に土地・家屋・償却資産を取得した場合、西東京市の認定を受けることにより、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。

詳細は、資産税課までお問い合わせください。

◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

■20歳になったら国民年金への加入が必要です

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害のある状態になったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれますので、国民年金に加入しましょう。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないことがあります(20歳前に就職して厚生年金などに加入している方は、加入の手続きは不要)。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方には、「学生納付特例」や「免除・納付猶予」などの制度があります。申請を希望される場合は、国民年金の加入手続きと併せて申請していただけます。

詳細は、下記へお問い合わせください。

□申請 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)



子育て・教育

■子ども家庭支援センターの相談事業

おおむね18歳までの子どもに関するさまざまな相談に応じます。

子育てに関する不安、虐待、いじめ、ひきこもりなど、「ちょっと変だな」「困ったな」と思ったらお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

各種子育て支援サービス、心理専門相談やさまざまな専門機関の紹介、小学生・中学生・高校生のお子さん自身からの相談もお受けします。

□相談専用電話 ☎042-439-0081

□相談受付 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後4時

※土曜日は電話相談のみ

◆子ども家庭支援センター (☎042-425-3303)



■入学資金融資あっせん

学校教育法に規定する大学、高等学校、専修学校などに入学を許可されたお子さんがいる家庭で、入学時に納付する資金の調達が難しい保護者の方に、市が契約している金融機関に融資のあっせんを行います。

なお、7月中旬から要件の一部に変更があります。詳細は、お問い合わせください。

◆教育企画課 保 (☎042-438-4071)

■学校ホームページがリニューアルします

1月16日(月)から、市立学校ホームページがリニューアルします。

新しいホームページは、4つのメインメニューを全学校で統一し、より分かりやすい構成になっています。

今後は、さらなる情報の充実を図っていきます。ぜひ、ご覧ください。

◆教育指導課 保 (☎042-438-4078)



文化・スポーツ

■向台運動場および市民公園グラウンドの夜間利用再開

節電により中止していた向台運動場および市民公園グラウンドの夜間一般利用を再開します。

夜間利用の中止にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

※今後、電力需給の状況により、再度夜間利用を中止する場合があります。ご了承ください。

□再開日

一般利用…4月1日(日)から  
公共施設予約管理システム抽選受付開始日…2月1日(水)から

◆スポーツ振興課 保 (☎042-438-4081)

平成24年(2012年)7月から外国人住民に関する登録制度が変わります!

平成21年7月15日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」と「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布されました。

これにより外国人登録制度は廃止され、外国人の方も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなります。

新しい制度の施行日は、平成24年(2012年)7月9日(月)です。

◆主な変更点

□在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます

外国人登録制度の廃止に伴い、外国人登録証明書の代わりに、中長期在留者の方には在留カードが、特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

外国人登録証明書は、新制度施行後も引き続き有効ですので、すぐに外国人登録証明書を在留カードや特別永住者証明書に切り替える必要はありません。

①特別永住者の方

現在お持ちの外国人登録証明書

の確認(切替)申請時に特別永住者証明書に切り替えます。市役所での手続きとなります。

②永住者の方

改正後3年以内に入国管理局で、現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードへ切り替える必要があります。

③上記以外の方

改正後の在留期間の更新時、または在留資格の変更時に入国管理局で在留カードに切り替えます。

□手続きの一部が変わります

住所の変更や、特別永住者証明書の更新、特別永住者の方の氏名の変更などは、今までどおり市区町村に届けてください。

在留資格の変更、在留期間の更新、在留カードの更新、氏名や国籍などの変更手続きは、入国管理局のみへの届け出になります。

□住民票の写しを発行できるようになります

新しい制度の対象となる外国人の方は、日本人と同様に住民票の写しなどが発行できるようになります。それにより、外国人だけの世帯はもろん、日本人と外国人の混合世帯の場合でも世帯全員の方が記載され

た住民票の写しを発行できるようになります。

なお、外国人登録制度がなくなるため、外国人登録原票記載事項証明書の交付を受けることができなくなります。

□適法に3か月を超えて在留する外国人の方が対象です

在留資格のない方や、短期滞在などの方は新制度の対象にはなりません。在留資格の取得や変更については入国管理局にお問い合わせください。

□転出届が必要になります

外国人登録制度では、ほかの市区町村へ転出する場合、事前の届け出は不要でしたが、新しい制度では日本人と同様に、引っ越しが決まったら事前に転出届をして転出証明書の交付を受け、引っ越し後に新住所の市区町村で転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書を持参して転入届をしていただくこととなります。

◆仮住民票をお送りします

外国人の方を住民票に記載するために、現在の外国人登録原票を基に仮の住民票を作成し、新しい制度の対象の方へ通知します。内容の確認にご協力をお願いします。

通知時期は、平成24年(2012年)5月ごろを予定しています。

◆現在の外国人登録の内容に変更がある場合は、お早めにお手続きをしてください

正しい住民票を作成するために、正確な外国人登録の手続きをお願いします。手続きがされないと、住民票が作成されなかったり、実態とは違う内容で作成されることがあります。

下記のことについて、お手元の外国人登録証明書をご確認ください。

- ①氏名・生年月日・性別・国籍(地域)
- ②居住地
- ③世帯主の氏名・世帯主との続柄
- ④在留資格・在留期間

上記事項に変更がある場合は、市民課(田無庁舎2階)で手続きをお願いします。

◆問い合わせ先

□在留資格・在留カードについて 外国人在留総合インフォメーションセンター(入国管理局)  
(☎0570-013904・平日 午前8時30分～午後5時15分)

□住民票・現在の外国人登録について 市民課

◆市民課 田 (☎042-460-9820)

